

海外取引所の取引端末の設置状況

(平成14年12月現在)

| 取引所名 | 端末承認 | 端末名 | 国内の端末設置業者 |
|---|-------|---------------|---|
| CME(シカゴマーカンタイル取引所) | 1998年 | GLOBEX2 | <ul style="list-style-type: none"> ・ モルガン・スタンレー証券 ・ ゴールドマン・サックス証券 ・ リーマン・ブラザーズ証券 |
| SFE(シドニー先物取引所) ・NZFOE(ニュージーラント先物・オプション取引所) | 1999年 | SYCOM | <ul style="list-style-type: none"> ・ J.P.モルガン証券 ・ ソシエテ・ジェネラル証券 ・ ドイツ証券 |
| LIFFE(ロンドン国際金融取引所) | 1999年 | LIFFE CONNECT | なし |
| EUREX(ヨーロッパ先物取引所) | 2000年 | | なし |
| CX(キャンター金融先物取引所) | 2000年 | | なし |
| CBOT(シカゴ商品取引所) | 2000年 | a/c/e | <ul style="list-style-type: none"> ・ ゴールドマン・サックス証券 |

(注) 現在も、海外取引所より取引端末の設置要望が寄せられている。

諸外国における海外取引所端末の国内設置に対する対応

米国連邦証券取引委員会（SEC）[英国 Tradepoint のケース]

(1999年3月22日 SEC リリースより抜粋)

※ Tradepoint(現在の Virt-x)は、証券取引に関して電子取引システムでその市場を提供する英国の公認投資取引所である。

1. アクセスの主体

- ・ 以下の取引形態に限り本リリースの対象とする。
 - ① 34年米証券取引所法に基づく登録を行っている英国の有価証券を、在米の Tradepoint 会員が Tradepoint System を通じて売買する場合。
 - ② 34年米証券取引所法に基づく登録を行っていない英国の有価証券を、在米の Tradepoint 会員のうち適格機関投資家（33年法 Rule144A に定義されている）等が Tradepoint System を通じて売買する場合。

2. 対象商品

- ・ LSE に上場している商品以外を売買する場合は、別途手続きが必要。

3. 取引量の制限

- ・ 在米会員の1日平均売買代金（四半期ベース）が400万ドルを超えてはならない。
- ・ Tradepoint における全世界の1日平均売買高（四半期ベース）がLSEの1日平均売買高の10%を超えてはならない。

4. 取引時間帯

- ・ 在米会員が取引を行うのは、ロンドン時間帯に限る。

5. 報告、資料提供

- ・ Tradepoint は以下の記録を保持し、これを SEC に報告しなければならない。
 - 日々の売買概況、Tradepoint の在米会員における各取引の時系列記録
 - 取引時間等マーケット関連情報の会員への通知とともに、Tradepoint System において取引される証券に関して在米会員に提供している気配及び取引情報
 - Tradepoint で取引された商品の日々の売買代金（ドルベース、ポンドベース）及び売買高（非在米会員・在米会員別、及び総計）
 - Tradepoint の在米会員が売買可能な商品リスト
 - Tradepoint への加入申請基準及び加入済み会員の申請書コピー
- ・ Tradepoint System のオペレーションに関する重大な変更がある場合は、30日以前に SEC に通知すること。

- ・ 四半期終了後 30 日以内に、以下の情報を四半期ベースで SEC に提供しなければならない。
 - Tradepoint System で取引された商品の総売買高、一日平均売買高（四半期、年間累計）、Tradepoint System で取引された商品の単位数、約定件数、売買代金
 - Tradepoint System を利用する在米会員の属性、Tradepoint System の利用を拒否された者の属性及び拒否理由、過去における在米会員の利用終了理由
- ※ なお、上記報告は在米会員、非在米会員別に作成されなければならない。

6. ディスクロージャー

- ・ Tradepoint は以下の事項を在米会員にディスクロースしなければならない。
 - Tradepoint System を通じ、又は会員と通常通信しているその他の手段により、取引手法や注文の処理時間（欧州からの注文と米国からの注文との比較）についてディスクロースしなければならない。
 - Tradepoint により提供される取引前/取引後情報の性質・適時性と米国登録取引所のそれらとの相違点についてディスクロースしなければならない。
 - Tradepoint System の容量の問題に関する在米会員のリスクについてディスクロースしなければならない。

7. 法令遵守

- ・ 米国で発生した問題に関する裁判又は係争は、米連邦証券法を基に解決する。

8. その他

- ・ Tradepoint が適用される英国の法律に基づいて業務を継続すること。
- ・ Tradepoint 職員による売買監視手続き及び売買監視業務を行う Tradepoint 職員が業務上知った情報についての守秘義務を遵守する手続きが確立していること。
- ・ 米国市場で規制上の売買停止が起こった場合、Tradepoint は米国会員の Tradepoint System での売買停止を行うか、あるいは売買停止に関して SEC と相談しなければならない。
- ・ SEC からの調査依頼（SEC Staff によるシステムへのアクセス、記録及び書類の閲覧、従業員へのインタビュー等）に対して協力すること。
- ・ Tradepoint が米国内に代理人を設置すること。
- ・ Tradepoint が SEC の要求する条件等に合致するよう規則を改正すること。
- ・ Tradepoint が在米会員に対し Tradepoint 規則を遵守させる能力があること。

(以上)

米国商品先物取引委員会 (CFTC) [英国 LIFFE のケース]

(1999年7月23日発給ノーアクションレターより抜粋)

※ LIFFE(ロンドン国際金融先物・オプション取引所)は1982年ロンドンに開設された金融先物取引所で、金利先物、通貨先物、株価指数先物などを取引。1992年にロンドン・オプション取引所と合併。LIFFE CONNECTはLIFFEによって開発された取引システムである。

1. アクセスの主体

- ・ 以下の取引形態に限りノーアクションレターの対象とする。
 - ① 在米のLIFFE会員がLIFFE Connectを通じて自己勘定で取引する場合。
 - ② 米国FCM(先物取次業者)として登録しているLIFFE会員等が米国顧客の委託取引をLIFFE Connectを通じて取次ぐ場合。
 - ③ 米国FCMとして登録しているLIFFE会員等が米国顧客からAORSs(ブローカーの自動注文回送システム)を通じて注文を受注し、LIFFE Connectに回送する場合。

2. 対象商品

- ・ 以下の商品に限りノーアクションレターの対象とする。
 - 即座に認定される商品
 - * 英・独・イタリア・日本国債先物、FTSE100先物、ユーロ円先物
 - LIFFE Connectでの取引が可能となればその時点で自動的に認定される商品
 - * 短期ユーロ金利先物、短期英金利先物、短期スイス金利先物
 - 別途、商品に対するノーアクションレターが発給された時点で認定される商品
 - * FTSE Eurotop先物、MSCI Pan-Euro先物等
- ・ LIFFE Connectにおいて追加的に商品が取引され、LIFFEが当該商品の米国からのシステムを通じた売買を可能とするには、事前に書面により申請し、補足的なノーアクションレターを取得する必要がある(注1)。

(注1)CFTCは2000年6月30日に、米国内に取引システムの端末を設置している外国先物取引所が新商品を上場して同システムで取引する場合、新商品の上場についてあらかじめノーアクションレターの申請を行う必要がないとする方針を発表した。但し、一定の届出は必要。

3. LIFFEに対する条件

- ・ LIFFEがLIFFE Connectを通じて執行される取引に関して継続的に英国FSAの登録取引所(RIE)としてのステータスを維持しその条件を満たしていること。
- ・ LIFFEに適用される英国の法律、システム、規則、及びコンプライアンスのメカニズムが、継続的にLIFFEに対して公正・円滑な市場運営(不公正取引、市場の濫用、価格操作の禁止)を求め、FSAに監督されるものであること。

- ・ LIFFE 及び LIFFE Connect が IOSCO 原則に従っており、この原則が今後改正・見直しされたとしても、引き続き従うこと。
- ・ LIFFE 会員のみが LIFFE Connect に直接アクセスすることとなるが、LIFFE は、LIFFE 会員以外の第三者が直接参加することのないよう、合理的な防止策を講じていること。

4. 法管轄の承諾、代表者の設置

- ・ 当ノーアクションレターに係る行為に関して、LIFFE がその会員及び会員となる者に対して、当該会員が CFTC の管轄に従うことを合意する書面（権限のある者の署名付き）の届出を要求すること。（この書面は、当該会員がノーアクションレターに基づく業務を行う限り、LIFFE が保持する必要がある、CFTC からの要請に対応できるものとしておく。）
- ・ 当ノーアクションレターに係る行為に関して、LIFFE がその会員に対して、当該会員の米国内での行為について、CFTC により求められる「Communication(連絡)」(注2)を受理・提出する権限が付与された米国代理人(agent)の正式選定を求めること。（LIFFE がこの代理人の選定を管理し、CFTC からの要請に対応できるものとしておく。）
- ・ 当ノーアクションレターに係る行為に関して、LIFFE は「Communication(連絡)」を有効に受理・提出する権限が付与された米国代理人を選定し、CFTC に届け出なければならない。
- ・ CFTC, 米国司法省、NFA（先物業協会）の要請がある場合には、LIFFE 会員は当ノーアクションレターに係る行為に関して、その米国内事務室、及び米国内で LIFFE Connect が設置、利用されている場所において保持される記録につき、即時のアクセスを提供しなければならない。

(注2)この「連絡」には、CFTC からの召喚、抗議、命令、裁判所からの召喚状、情報の要請その他の通知が含まれる。

5. 報告、資料提供

- ・ LIFFE は以下の記録を保持し、少なくとも四半期ごとに、又は要請があった際に、これを CFTC に提出しなければならない。
 - LIFFE Connect で取引可能な商品それぞれに関し、各米国内会員の LIFFE Connect API から回送された売買高と全世界からの LIFFE Connect 経由の売買高及び LIFFE 市場での全世界取引高の比較。
 - 米国から LIFFE Connect にアクセスできる LIFFE 会員の、名称、NFA 認証番号、主要な住所。
- ・ LIFFE は以下の事象に関して、CFTC に対して書面により即時の通知を行なう必要がある。
 - ノーアクションレターの申請に記載された情報についての重大な変更(注3)。

- LIFFE の規則又は先物・オプションに関する英国の法律、規則の重大な変更。
- 重大なシステム障害・妨害を含み、LIFFE の財務的、業務的な実効性に重大な影響を与える事象。
- LIFFE、LIFFE の清算システム、米国顧客に重大な影響を与える LIFFE 会員のデフォルト、債務不履行、破産。
- その他、LIFFE、LIFFE 会員による当ノーアクションレターの条件に係る違反。
- 当ノーアクション・レターに関係して、LIFFE 会員が市場操作、不公正取引等を行い、その結果、LIFFE が当該会員に対して行う参加権の停止等の処分。

(注3) 「重大な変更」には、LIFFE の会員基準の変更、LIFFE の経営者、職員、事業の場所の変更（特に米国での取引に対する影響度が大きい変更）、LIFFE CONNECT システムの基幹構造やオペレーションの変更、LIFFE、LIFFE 市場、LIFFE CONNECT や LIFFE CONNECT 参加者に適用される法律、自主規制の変更が含まれる。

6. 政府間の情報交換体制

- ・ CFTC と FSA の間で情報交換のアレンジメントが有効に機能していること。

7. 法令遵守体制

- ・ CFTC は、当ノーアクションレターに係る行為について、LIFFE 及びその会員の適格性を評価し、当ノーアクションレターの条件の遵守を確認し、CFTC が商品先物法、及び CFTC 規則を実行するために必要な、LIFFE、LIFFE 市場、LIFFE 会員に関する情報を入手することができる。このために必要な情報を LIFFE は直接 CFTC に提供しなければならない。
- ・ LIFFE はノーアクションレターの条件の遵守をモニター、強制(enforce)する合理的な手続きを有する必要がある。

8. CFTC の裁量

- ・ CFTC は当ノーアクションレターの条件について、その裁量で、追加、修正、停止、制限する権限を留保する。また、当ノーアクションレターは現時点での中間的な解釈であり、今後、CFTC が海外取引所の自動電子取引端末の設置について規則等を制定した場合には、LIFFE はそれに従うこととなる。

(以上)

シンガポール通貨庁 (MAS)

1. 規制体系

海外取引所端末の国内設置については、証券先物法に基づき、認可取引システム提供者としての認可制に服せしめる。

2. 認可要件

MASは以下の条件が満たされている場合に取引システム提供者としての認可を与えるものとする。

- ① 申請する海外取引所が以下の条件を満たしていること
 - ・ 秩序が保たれ、情報が開示された、公正な市場の運営を確保すること
 - ・ 業務や市場運営に伴うリスクを慎重に管理すること
 - ・ 公益に反さず、投資家の利益を特別に考慮すること
 - ・ 会員による業務規則や上場規則に対する遵守を確保すること
 - ・ 業務規則や上場規則において、秩序が保たれ、情報が開示された、公正な市場を確保すること、会員に対し適切な監視・規制をすることが十分に規定されていること
 - ・ 市場を公正かつ効率的に開設・運営し、偶発事故や災害に対応し、適切な安全性を確保するために十分な財産的資源、人的資源及びシステム資源を有していること
- ② 当該申請を認可することが投資家の利益に反しないこと
- ③ 申請する海外取引所の業務規則および上場規則が以下の内容を含むものであること
 - ・ 不適格者の会員資格からの排除
 - ・ 業務規則や上場規則等に違反した会員の除名や資格停止、懲戒
 - ・ 上場するための条件
 - ・ 商品の種類及び取引条件
 - ・ 公正で適切に監視された立会取引慣行
 - ・ 相場操縦や作為的相場形成の防止の方策
 - ・ 取引の記録の保持及び公表
 - ・ 取引所における取引に係るあらゆる義務の履行の保証となるような取引所やその清算機関や会員についての清算その他の取極め
 - ・ 会員やその役職員等が委託された金銭や財産等を費消した場合に生じる金銭的損害を補償するための当局の承認を得た取極め
 - ・ 投資家の利益やその保護を考慮した業務の運営

- ④ 申請する海外取引所が申請その他書類のためにシンガポール国内に文書送達先を有していること
- ⑤ 申請する海外取引所がMASと情報交換その他の協力を行うことが可能であり、またこれを進んでする意思を持つこと
- ⑥ 申請する海外取引所の本国の監督当局とMASの間に協力に関する適切な取極め（情報交換や相互協力に関するMOUその他の取極め）が存在すること
- ⑦ 申請する海外取引所とシンガポールの取引所の間、双方の取引所が共同で開設又は運営する市場において直接取引することを許された者に対する監視について相互協力に関する適切な取極めが存在すること

(注1) MASは⑤から⑦までの要件の審査に当たって、申請する海外取引所の本国の関係する法規や慣行、当該取引所の規則や慣行を考慮する可能性があることとされている。

(注2) 認可された海外取引所はこれらの条件を満たし続けなければならないこととされている。

(注3) MASは認可した海外取引所については、官報で告示しなければならないこととされている。

3. MASに対する報告

認可システム取引提供者として認可された海外取引所はMASの定めるところにより、最低でも暦年に1回は、認可に際して求められた条件の遵守に係る出来事その他MASが要求する内容について報告をしなければならない。

4. MASの認可取引システム提供者に対する命令権

MASは必要又は適当と認めるときに、認可取引システム提供者に対して、

- ① 公正又は秩序ある市場の運営の確保、
- ② 市場の公正の確保やシステミックリスクの適切な管理の確保
- ③ 公益や投資家の保護

の観点から、取引のあり方やその停止や当該システムの業務方法その他のMASが必要と考える事項に関して命令を下すことができる。

5. 認可取引システム提供者のMASへの協力義務

認可取引システム提供者は、MASに対し、業務に関する帳簿その他の資料を提供すること等を含め、MASが必要とする協力を行わなければならない。

また、会員の財務状況や信用が問題となったり、会員が法的義務を履行できなかつたりする可能性を示すような会員の財務上の問題その他の事柄を認めたときは、直ちにMASに通知しなければならない。

6. 認可の取消

MASは以下の場合に認可を取り消すことができる。

- ① 海外取引所が市場の運営を止めたとき
- ② 海外取引所が倒産又は解散したとき
- ③ 海外取引所が認可の条件にMASの命令に違反したとき
- ④ 海外取引所が公益に反する運営を行ったとき
- ⑤ 海外取引所が虚偽の申請や報告をしたとき
- ⑥ その他MASが適切と認めるとき

(注) MASは一定の場合を除き、海外取引所に対し認可の取消の前に聴聞の機会を与えなければならないこととされている。

7. 罰則

認可の際に付された条件に違反した者、これを維持すべき義務に違反した者、MASの命令に違反した者、MASへの協力義務に違反した者に対しては、それぞれ罰金が課されている。

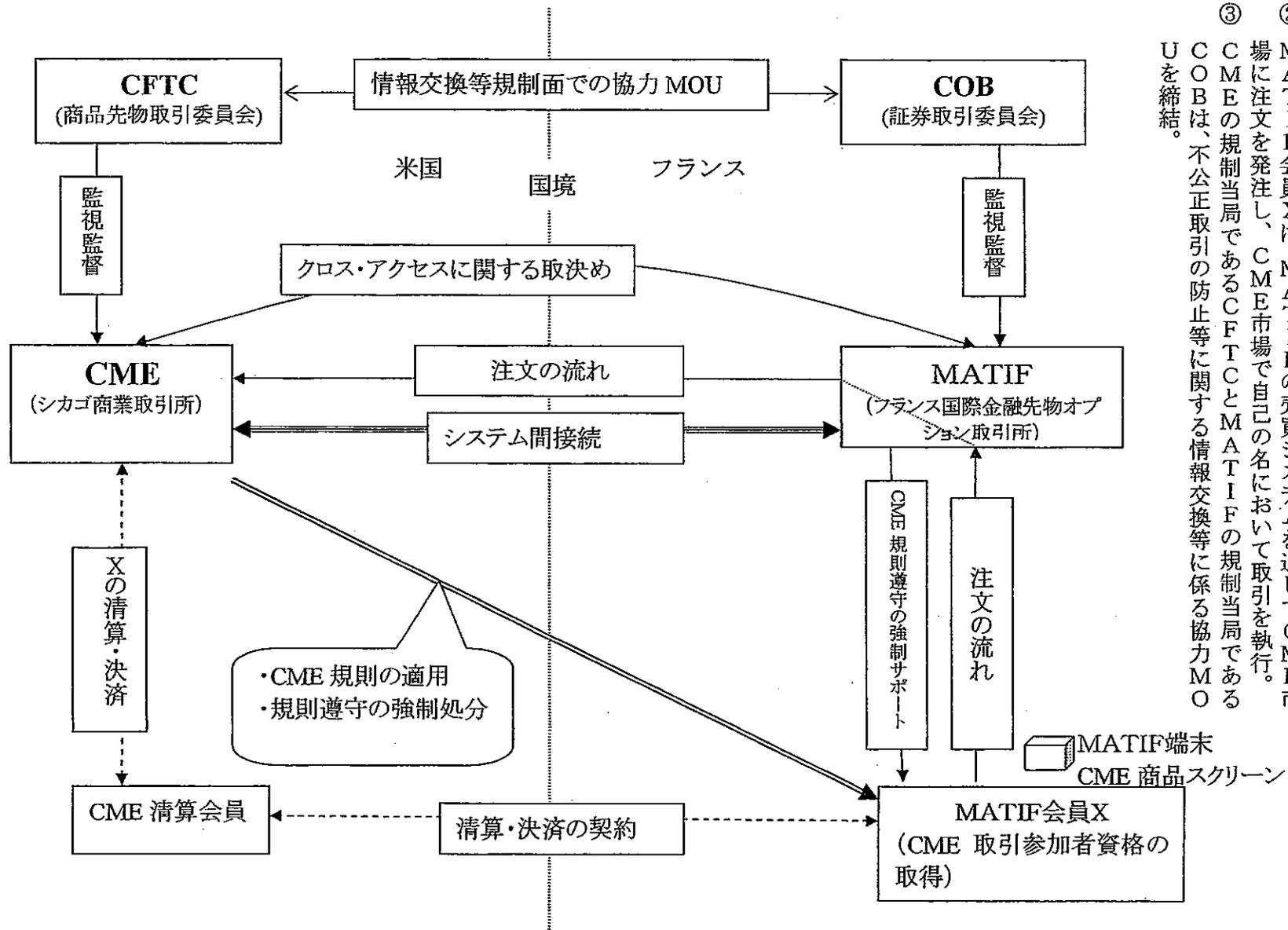
8. その他

- ① MASは海外取引所の認可申請に関して申請毎に異なる条件を付したり異なる命令を下したりすることができるものとされている。
- ② MASによる認可の拒否や取消については、申請者や取り消された者は、30日以内に最終決定権者である大臣に対して不服申立てをすることができることとされている。

(以上)

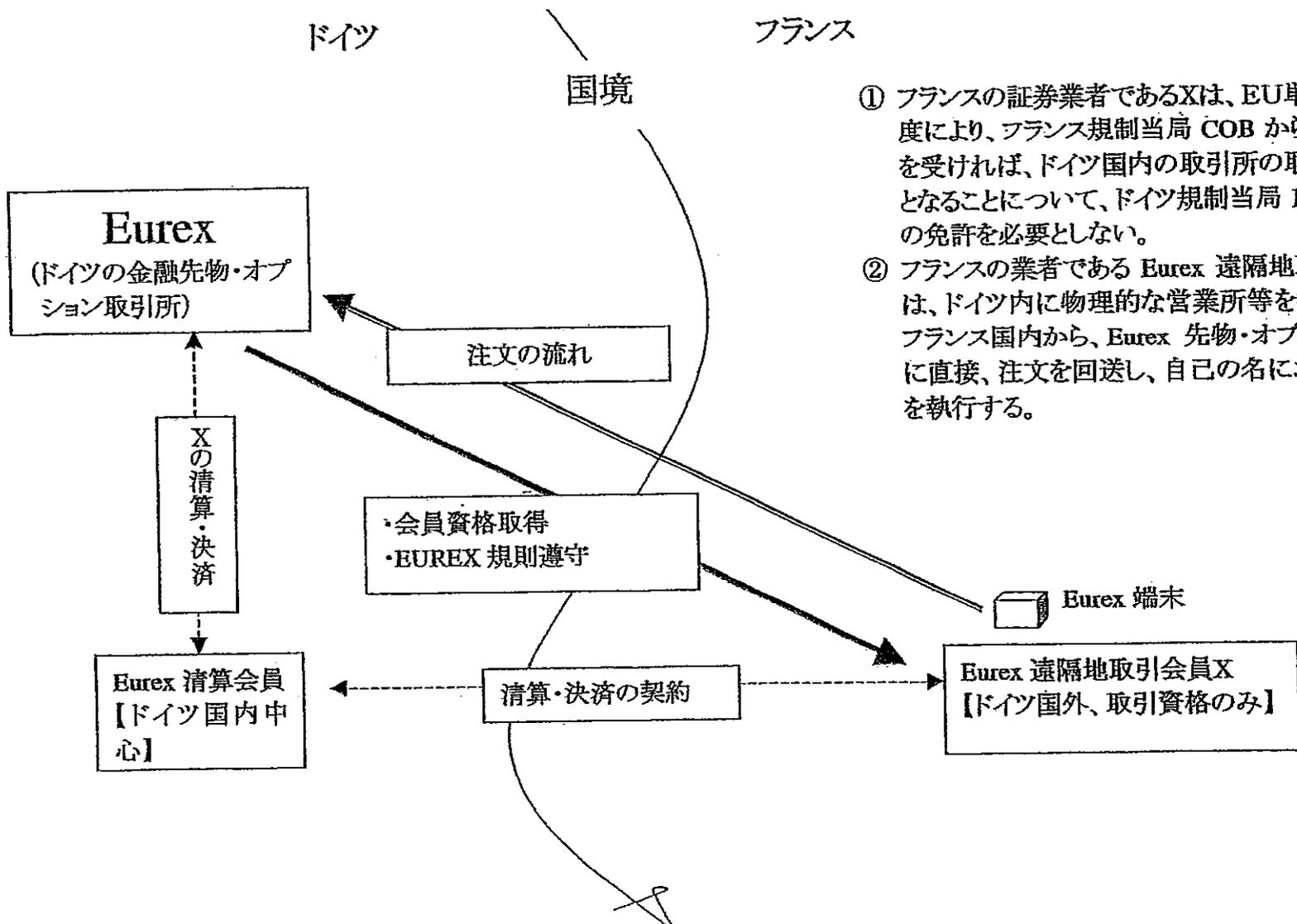
CME-MATIF間のクロス・アクセス (Globex 提携)

(MATIF会員が CME へアクセスする場合)



- ① 米国内に営業所等を有さない MATIF 会員 X は、CME の取引参加資格を取得。
- ② MATIF 会員 X は、MATIF の売買システムを通じて CME 市場に注文を発注し、CME 市場で自己の名において取引を執行。CME の規制当局である CFTC と MATIF の規制当局である COB は、不正取引の防止等に関する情報交換等に係る協力 MOU を締結。
- ③

Eurex の遠隔地取引会員制度



- ① フランスの証券業者であるXは、EU単一免許制度により、フランス規制当局 COB から業者認定を受ければ、ドイツ国内の取引所の取引参加者となることについて、ドイツ規制当局 BAWe からの免許を必要としない。
- ② フランスの業者である Eurex 遠隔地取引会員Xは、ドイツ内に物理的な営業所等を持たずに、フランス国内から、Eurex 先物・オプション市場に直接、注文を回送し、自己の名において取引を執行する。

MOU (Memorandum of Understanding) について

1. MOUとは

(1) MOUは、海外の証券規制当局との間で、株価操作等の不正取引に関する情報を相互に提供するための情報交換取極を署名するもの。証券取引法第189条(外国証券規制当局に対する調査協力)を実施するために必要となる。

(2) その内容として、情報交換の原則(法令の範囲内で最大限の努力を行うこと等)、情報要請の手続(記載事項等)、提供された情報の目的外使用の制限・秘密保持、双方の連絡窓口等を定めている。

2. 締結状況

金融庁は、これまで3か国との間で、MOUを締結している。この場合、政府間の交換公文又は外交当局間の口上書を交換。

(1) 1997年3月 中国証券監督管理委員会

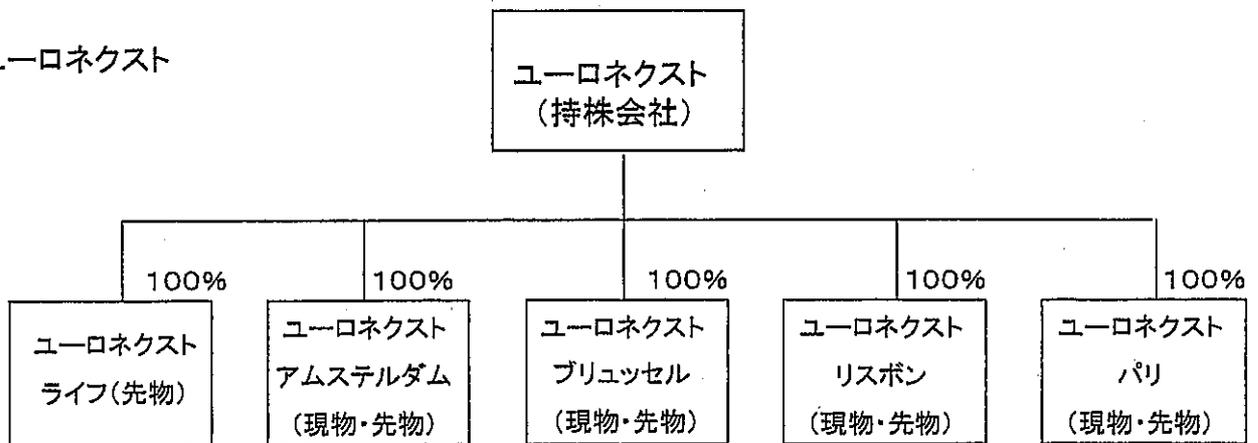
(2) 2001年12月 シンガポール通貨監督庁

(3) 2002年5月 米証券取引委員会(SEC)・商品先物取引委員会(CFTC)

(以上)

持株会社形態を活用した取引所の提携の事例

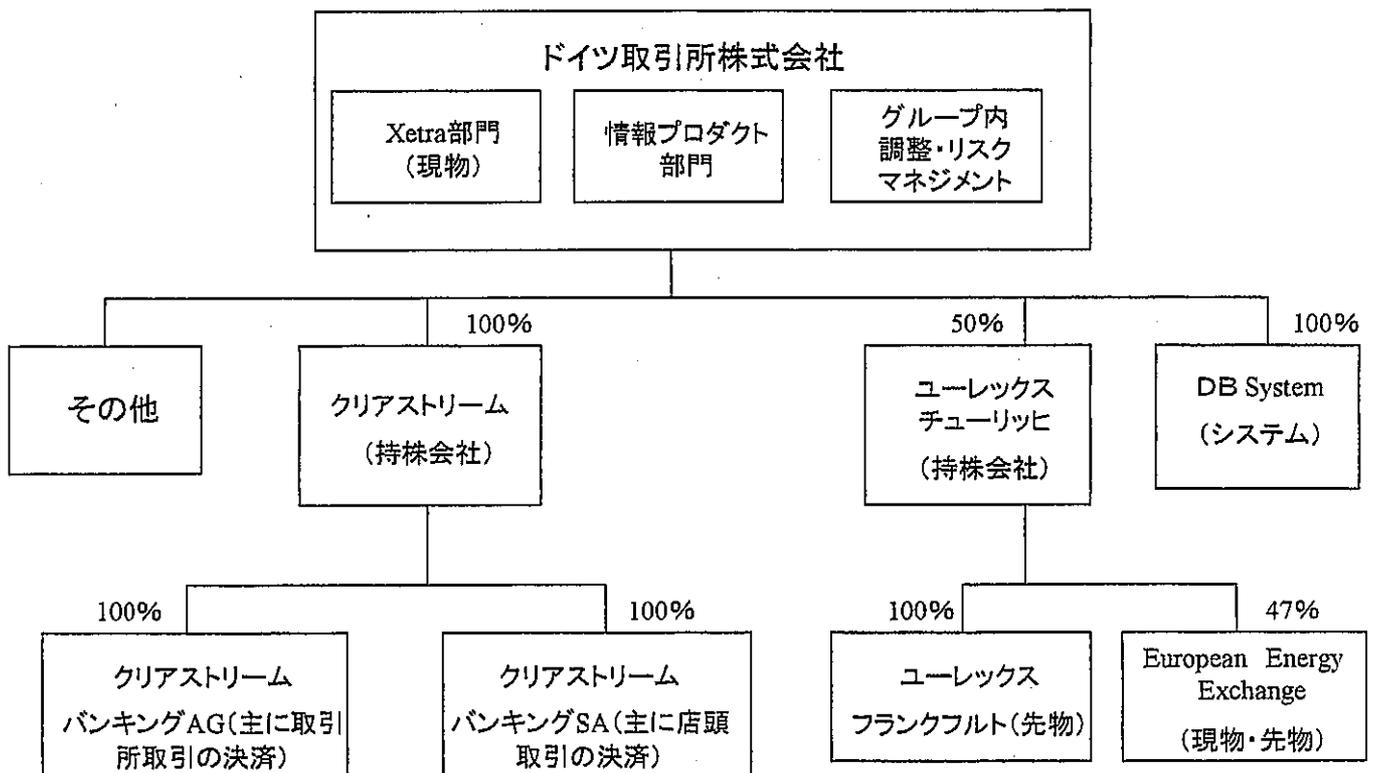
1. ユーロネクスト



- (注1) 2000年9月 パリ、アムステルダム、ブリュッセル取引所が持株会社形態によりユーロネクストとして統合。
 2001年11月 ユーロネクストはライフを買収。
 2002年2月 ユーロネクストはリスボン取引所を買収。

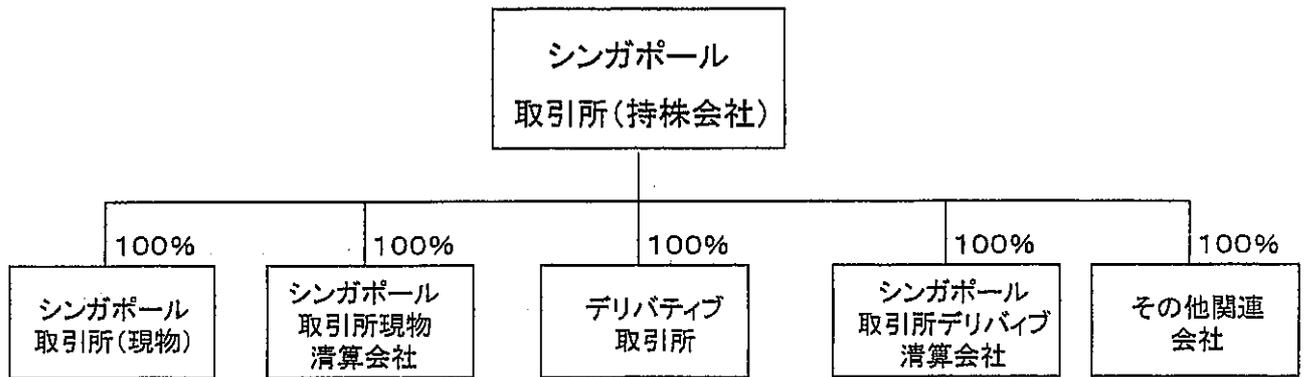
(注2) 現物株式市場については、いずれの取引所会員からも他取引所に対して直接注文が行える(リスボン取引所の会員については、2003年7月から)。

2. ドイツ取引所グループ



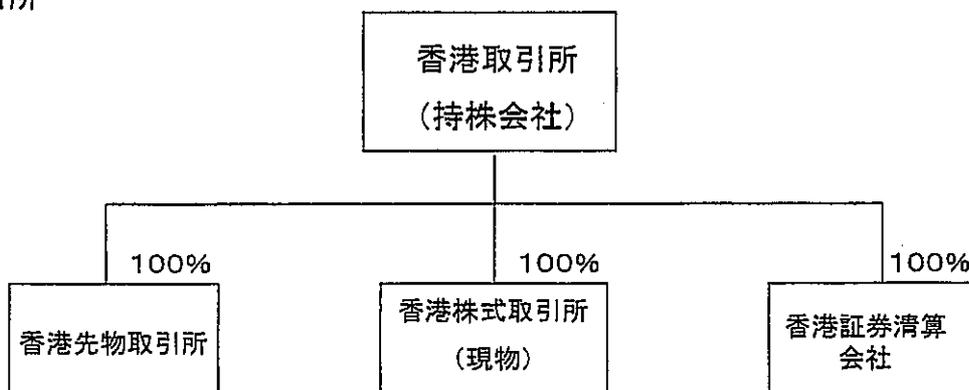
- (注) 1998年 ドイツ取引所とスイス取引所がそれぞれ50%出資して持株会社ユーレックスチューリッヒを設立し、ユーレックスチューリッヒの100%子会社としてユーレックスフランクフルトを設立。
 2000年 ドイツ取引所とセデルが50%ずつ株式を保有する形で、持株会社クリアストリームを設立。その後、ドイツ取引所がセデルの持分を取得して、クリアストリームを100%子会社化。

3. シンガポール取引所



(注)1999年12月 持株会社形態による統合が実現。

4. 香港取引所



(注)2000年3月 持株会社形態による統合が実現。

海外の取引所の提携に係る法制

| | 米 | 英 | 仏 | 独 |
|-------------------|--|--|--|--|
| 持株会社を活用した他取引所との提携 | <ul style="list-style-type: none"> 株式会社取引所が持株会社を活用した他取引所との提携に関する業法上の規制は特にはない。 | | | <ul style="list-style-type: none"> 取引所運営会社が、持株会社を活用することは可能。(取引所運営会社が他社の子会社になった場合、及び、子会社ではなくなった場合は取引所監督当局への届出義務あり) |
| 取引所の株式の保有に関する規制 | <ul style="list-style-type: none"> 取引所の株式の保有を制限する業法上の規制は特にはない。 | <ul style="list-style-type: none"> 取引所の株式の保有を制限する業法上の規制は特にはない。 <p>(注)ロンドン証券取引所は定款で4.9%を超える株式の保有を制限していたが、同取引所は、自市場に上場するにあたり制限を撤廃(2001年7月)。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 直接的又は間接的に市場企業(取引所)の資本又は議決権の1/10、1/5、1/3、1/2、2/3を所有する者は当局に通知する義務がある。 経済大臣は、資本参加の取得又は拡大が行われた場合、市場の良好な運営という利益のため、状況が正常化するまでの間、直接的または間接的に保有されている取引所の株式に付随する議決権の実行停止を裁判所に求めることが可能。 | <ul style="list-style-type: none"> 「相当なる持分」(取得後の持分がそれぞれ議決権の10%、20%、33%、50%以上になる場合)を取得しようとする者は、取引所監督当局に事前の届出が必要。 取引所監督当局は、取引所運営会社の適正な運営という利益のため、「相当なる持分」の取得を禁止し、また、「相当なる持分」の所有者の議決権行使を禁止・制限することが可能。 |

海外の取引所の提携に係る法制

| | シンガポール | 香港 | オーストラリア |
|-------------------|--|---|---|
| 持株会社を活用した他取引所との提携 | <ul style="list-style-type: none"> 取引所持株会社の設立等には、当局の認可が必要。 | <ul style="list-style-type: none"> 取引所の管理会社となるには当局の承認が必要。 (注)管理会社とは、35%を超える議決権を有する者などを指す。 | <ul style="list-style-type: none"> 株式会社取引所が持株会社を活用した他取引所との提携に関する業法上の規制は特にはない。 |
| 取引所の株式の保有に関する規制 | <ul style="list-style-type: none"> 持株会社の相当数量の株式(議決権の5%以上)を取得する契約がなされる場合、当局への通知及び認可が必要。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 当局は、当局の認可なくして議決権の5%以上を取得した者に対して、売却命令等が可能。 </div> | <ul style="list-style-type: none"> 取引所、取引所の管理会社、清算機関、及びこれらの親会社いずれかの5%以上の議決権を取得する場合には当局の認可が必要。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 当局は、当局の認可なくして議決権の5%以上を取得した者に対して、売却命令等が可能。 </div> | <ul style="list-style-type: none"> 取引所、持株会社の株式は原則として議決権の15%までの保有が可能。15%を超えて保有するには当局の認可が必要。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 裁判所は、当局・取引所等からの申請を受け、当局の認可なくして議決権の15%超を取得した者に対して、売却命令等が可能。 </div> |

証券取引所に関する規制

証券取引法（昭和二十三年四月十三日法律第二十五号）（抄）

第八十条 有価証券市場は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、開設してはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

一 証券業協会が店頭売買有価証券市場を開設する場合

二 証券会社若しくは外国証券会社又は登録金融機関が、この法律又は外国証券業者に関する法律の定めるところに従つて有価証券の売買、有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引（有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引にあつては、取引所有価証券市場によらないで行われるものを除く。）又はこれらの取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う場合（競売の方法その他の内閣府令で定める方法を定めて行う場合を除く。）

第二百三条 何人も、株式会社証券取引所の総株主の議決権の百分の五を超える議決権（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この条において「対象議決権」という。）を取得し、又は保有してはならない。

2 前項の規定は、保有する対象議決権の数が増加がない場合その他の内閣府令で定める場合において、株式会社証券取引所の総株主の議決

権の百分の五を超える対象議決権を取得し、又は保有することとなるときには、適用しない。ただし、当該株式会社証券取引所の総株主の議決権の百分の五を超える部分の対象議決権については、その超えることとなつた日から一年を超えて、これを保有してはならない。

3 次の各号に掲げる場合における前二項の規定の適用については、当該各号に定める対象議決権は、これを取得し、又は保有するものとみなす。

一 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株式会社証券取引所の対象議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有し、又は有することとなる場合 当該対象議決権

二 株式の所有関係、親族関係その他の政令で定める特別の関係にある者が株式会社証券取引所の対象議決権を取得し、又は保有する場合 当該特別の関係にある者が取得し、又は保有する対象議決権

4 前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

金融先物取引所に関する規制

金融先物取引法（昭和六十三年五月三十一日法律第七十七号）（抄）

（免許）

第三条 金融先物市場は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、開設してはならない。

(議決権の保有制限)

第三十四条の二十 何人も、株式会社金融先物取引所の総株主の議決権

(商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。以下この条及び次条において同じ。)の百分の五を超える議決権(取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この条において「対象議決権」という。)を取得し、又は保有してはならない。

2 前項の規定は、保有する対象議決権の数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合において、株式会社金融先物取引所の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権を取得し、又は保有することとなる場合には、適用しない。ただし、当該株式会社金融先物取引所の総株主の議決権の百分の五を超える部分の対象議決権については、その超えることとなつた日から一年を超えて、これを保有してはならない。

い。 3 次の各号に掲げる場合における前二項の規定の適用については、当該各号に定める対象議決権は、これを取得し、又は保有するものとみなす。

一 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株式会社金融先物取引所の対象議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有し、又は有することとなる場合 当該対象議決権

二 株式の所有関係、親族関係その他の政令で定める特別の関係にある者が株式会社金融先物取引所の対象議決権を取得し、又は保有する場合 当該特別の関係にある者が取得し、又は保有する対象議決

権

4 前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

外国証券業者に関する規制

外国証券業者に関する法律(昭和四十六年三月三日法律第五号) (抄)

(営業の登録)

第三条 外国証券業者は、証券取引法第二十八条(証券業の登録)の規定にかかわらず、当該外国証券業者がその国内における証券業の本拠として設ける一の支店(以下「主たる支店」という。)について内閣総理大臣の登録を受けた場合に限り、当該主たる支店及び当該外国証券業者が設ける他の支店において証券業(第七条第一項各号に掲げる業務を除く。)を営むことができる。

2 前項の登録を受けない外国証券業者は、国内にある者を相手方として証券取引行為を行つてはならない。ただし、証券会社を相手方とする場合その他政令で定める場合は、この限りでない。